

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものである。〕

無線設備規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則等の一部改正

2 対象品名

人体に近接して使用する無線設備

3 趣旨及び目的

電波利用による電磁界にさらされた際の人体への有害な影響を防止するため、6GHzを超える周波数において、人体に近接して使用する無線設備に対する吸収電力密度の指針値を導入する。

4 施行予定日

令和6年10月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-5253-5905

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間